

## 相模原市選挙管理委員会事務局障害者活躍推進計画

機 関 名	相模原市選挙管理委員会事務局
任 命 権 者	相模原市選挙管理委員会委員長
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
相模原市選挙管理委員会事務局における障害者雇用に関する課題	相模原市選挙管理委員会においては、職員総数が10人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 障害のある職員が在籍したこともあるが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備の必要性を感じている。
目 標	
① 採 用 に関する目標	○障害のある職員の採用及び配置については、市長事務局の内容に則り、障害者雇用の推進に関する理解を促進するとともに、障害のある職員が活躍できる環境を整える。
② 定 着 に関する目標	なし ※今後、障害のある職員が配属された場合、定着状況データを把握していく予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、市選挙管理委員会事務局次長を選任する。 ○障害のある職員からの職場生活等に関する相談、誰もが働きやすい職場環境づくりを整えるための人的サポート体制の充実を図る。また、専門的知識を要する場合は、市長事務局で選任している障害者職業生活相談員を利用し、職業生活に関する相談及び助言を求めることとする。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○共生社会の実現に向け、障害等に関する研修を通じ、障害のある職員と共に働く上での日常的な配慮のポイントとなる基本的知識や必要な配慮等に関する全職員理解の促進を図る。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討するとともに、障害のある職員一人ひとりの特性・能力等を把握し、障害のある職員本人の希望も踏まえた上で本人に合った業務の割振りを行う。

<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○半期ごとに実施している職員評価面談の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて、検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるにあたっては障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過度に負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
<p>4. その他</p>	<p>○相模原市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立する支援に繋げるため、物品の調達等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○障害のある方の積極的な採用及び障害のある職員が活躍しやすい職場環境を実現するとともに、事務執行体制の効率化を図るため、令和元年12月に設置された、「事務サポートセンター」を積極的に活用することで障害のある職員の活躍の場の拡大を推進する。</p>